

償却資産（固定資産税）

申告は30年1月31日(水)までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことです。

償却資産を市内に所有する方は、30年1月1日時点の資産の所有状況を、1月31日（水）までに申告してください。詳しくは同係へ。

市有地を売却します

市有地を競争入札で売却します。詳細は案内書をご覧ください。

【案内書配布期間・場所】土曜・日曜日を除く12月1日（金）～19日（火）の午前8時～午後5時（正午～午後

【物件】所在地Ⅱ東久留米市前沢四丁目6番15▼面積（実測）Ⅱ717・42平方メートル用

木造住宅の耐震診断・耐震改修
助成制度を実施しています

市では、地震による建物の倒壊などの被害を軽減するために、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成しています。

【耐震診断助成金額】耐震診断に要した費用（消費税を除く）の2分の1以内（1000

eLTAx（エルタックス）による申告も可能です

eLTAx（地方税における手続きをインターネット経由で行うことができるシステムの呼称）を利用すると、自宅やオフィスからの申告もできます。利用に際しては条件

【購入条件】最低売却価格Ⅱ1億1500万円
【売却までの予定】入札日Ⅱ12月25日（月）▼契約締結日Ⅱ30年1月26日（金）▼売却代金の納入期日Ⅱ30年2月23日（金）

【助成対象住宅】次の①～④のすべてに該当する住宅
①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅②自己所有で住居として利用している

【対象】心身に障害や発達に遅れを有する就学前（6歳未満）の児童

心身障害児通園施設「わかさ学園」
30年度入園児を募集します

【募集人数】8人程度
申し込みは12月1日（金）～8日（金）に、所定の申請

皆さんのご意見

（パブリックコメント）を募集します

閲覧は各担当課のほか、市政情報コーナー（市役所1階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでも、ご覧いただけます。

「東久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案」

30年4月から、居宅介護支援事業者の指定権限等が都から市区町村に移譲されることに伴い、市区町村では「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」を定める必要があります。

【閲覧期間・場所】閉庁日・休館日を除く12月15日（金）～30年1月5日（金）に、介護福祉課（市役所1階）ほかで

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について（素案）」

市では、子ども・子育て支援法に基づき、27年3月に「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【意見の提出方法】12月6日（水）～26日（火）に（必着、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について（素案）」を策定しました

市民参加・情報提供の指針を策定しました

策定しました

書（わかさ学園で配布中）に必要事項を記入の上、同学園へ直接持参してください。

市では、第四次長期総合計画画基本構想におけるまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」を基本的な施策として掲げ、その取り組みを進めてきました。

【閲覧場所】企画調整課・秘書広報課（いずれも市役所4階、市政情報コーナー（同1階、市ホームページ

「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」の市民説明会を開催します

市では、30年度～32年度の3年間を計画期間として、市の高齢者に関する施策の目標や方向性を定める目的で、「第7期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を現在策定しています。

「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」

市では、現在策定中の「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の素案について、市民説明会を開催するとともに（右記事参照、皆さんのご意見を募集します。

【意見の提出方法】12月15日（金）～30年1月5日（金）に（必着、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画への意見」

「いじめ防止対策推進基本方針（改定案）」

25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめの防止等のための対策」を総合的かつ効果的に推進するため、針を改定することとしました。

【閲覧期間・場所】閉庁日・休館日を除く12月15日（金）～30年1月15日（月）に、指導室（市役所6階）ほかで

市では、この法律の趣旨に基づき「東久留米市いじめ防止対策推進条例」および「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（改定案）」を26年度に策定しましたが、その後のいじめ問題の状況などを踏まえ、同方針を改定することとしました。

協働の指針を改訂しました

市では、19年4月に「協働の指針」を策定し、市民と行政が連携してまちづくりを行ってきました。

【閲覧場所】生活文化課市役所2階、市政情報コーナー（同1階、市ホームページ

4時③9日（土）午前10時～正午

【会場】①が東部地域センター講堂、②がわくわく健康プラザ1階講堂、③が市役所7階701会議室

【日時】①12月8日（金）午前10時～正午と②午後2時～

代（例Ⅱ60代、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所介護福祉課宛て郵送、ファクス（470・7808）または電子メール（kagofukushi@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。

【意見の提出方法】12月15日（金）～30年1月15日（月）に（必着、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（改定案）への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例Ⅱ40代、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所指導室指導係宛て郵送、ファクス（470・7811）または電子メール（shido@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ

詳しくは同係へ